介護サービスを利用される被災者の皆様へ

平成24年3月1日以降も、引き続き、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。

- 1. 減免を受けることができる対象者及び期限
- 東京電力福島原発事故による警戒区域等の被保険者の方
 - → 平成25年2月28日まで
- 〇 上記警戒区域等以外の被保険者の方については、市町村によっては平成24年9月30日まで延長される場合があります。 詳細は自身が加入する各保険者(市町村)にお問い合わせくだ さい。

〈利用者負担が減免される方〉

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 東京電力福島原発事故に伴い、政府の避難指示(警戒区域)、計画的避難区域及び旧緊急時避難 準備区域に関する指示の対象になっている方
 - ▼⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- 2. 以下の市町村の方は、免除証明書の有効期限が「平成24年2月29日」となっていても、平成24年9月30日まで、引き続き使用することができます。 ※「平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日まで」となっているものも同様の取扱いとします。

県名市町村名

福島県

福島市、いわき市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、天栄村、中島村、古殿町、三春町

なお、以下の町村の方は、引き続き、免除証明書の提示が不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯舘村

- ◎ご不明な点があれば、市町村の窓口にお問い合わせください。
- ※1 介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、平成24年2月29日までとなります。 ※2 平成24年度介護保険料の減免については、各市町村にお問い合わせください。